

平成23年7月8日(金)

第 2,305 号 (每週火·金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【告示】

【告 亦】		
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業	(高齢者福祉課)	2
者の指定		
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	(")	2
建築基準法の規定による道路の位置の廃止	(建築住宅課)	2
【公告】		
補欠の労働者委員候補者の推薦期間	(雇用政策課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
【選管告示】		
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し(2件)		3
不在者投票を行うことができる施設の指定 (3件)		4
不在者投票を行うことができる施設の名称の変更		5
【雑報】		
平成23年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施	(消防防災課)	5
平成23年度液化石油ガス設備士試験の実施	(")	6
公益信託しまね女性ファンドの平成22年度の信託事務及び信託財産の状況	(環境生活総務課)	7

告示

島根県告示第469号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名	称又は氏名	サービスの種類	事業所のタ	名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社	髙村	通所介護	デイサービス・	センター	浜田市金城町今福1473-1	平成23年7月3日
		介護予防通所介護	・サンガーデン	輝らら		
医療法人	金島胃腸科	通所介護	デイサービス	たかつ	益田市高津1丁目7-11	平成23年7月4日
外科		介護予防通所介護				

島根県告示第470号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条 第1号の規定により告示する。

平成23年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者	か名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社	髙村	居宅介護支援	サンガーデン輝らら	浜田市港町294-32	平成23年6月21日
			居宅介護支援事業所		
医療法人	ちどり	居宅介護支援	ケアセンター千鳥	八束郡東出雲町大字揖屋町	平成23年7月1日
			居宅介護支援事業所	1196	

島根県告示第471号

道路の位置の指定(昭和46年島根県告示第1013号)中昭和46年11月10日付け第9号に係る道路の位置の一部を次のとおり廃止したので告示する。

平成23年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

江津市和木町420番3の一部、420番4、420番5の一部、420番7の一部

2 道路の幅員

4.00メートル

3 道路の延長

40.00メートル

4 廃止の年月日及び番号

平成23年7月8日 第2号

備考

別紙図面は、浜田県土整備事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公告

第43期島根県労働委員会労働者委員について、補欠の委員を1名任命する必要があるので、労働委員会委員の推薦方法 (昭和35年島根県告示第562号) 3のイの規定により、補欠の労働者委員候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成23年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

推薦期間 平成23年7月8日から同月21日まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

邑智郡邑南町中野574番 3 、3860番13、3860番14、3860番16、3868番 3 、3870番 1 、3870番 2 、3870番 3 、3870番 5 、3870番 6 、3870番 8 、3870番 10

面積 13,222平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

邑智郡邑南町矢上347番地

社会福祉法人石見さくら会

理事長 大隅 泰

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成23年7月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
軽費老人ホーム ビラおぉだ	大田市大田町大田口401-3	平成23年6月28日

島根県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票

を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成23年7月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
特別養護老人ホーム眺峰園	大田市大田町吉永1477-7	平成23年6月28日

島根県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成23年7月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
ケアハウス ビラおおだ	大田市川合町川合1081-2	平成23年6月28日

島根県選挙管理委員会告示第58号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成23年7月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	大田市川合町吉永1025-1	平成23年6月28日
特別養護老人ホーム眺峰園		

島根県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成23年7月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称 所 在 地 指定年月日	4	所 在 地	指定年月日
-----------------	---	-------	-------

社会福祉法人 たつの会	浜田市治和町40-5	平成23年6月28日
特別養護老人ホーム福寿草		

島根県選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成23年7月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変更後
名 称	所 在 地	及文学识	友 丈 饭
軽費老人ホームコーポなかよし	松江市古志原 4 丁目19-45	施設の名称	軽費老人ホームケアハウス古志原ヒルズ

維報

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第31条の2の規定により、島根県知事の委任に係る平成23年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和41年通商産業省令第54号)第11条第2項の規定により公示する。

平成23年7月8日

高圧ガス保安協会会長 作 田 頴 治

1 試験の種類

乙種化学責任者試験

乙種機械責任者試験

丙種化学責任者試験(液石)

丙種化学責任者試験 (特別)

第二種冷凍機械責任者試験

第三種冷凍機械責任者試験

第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

2 試験日時

平成23年11月13日(日)午前9時30分から(試験室への入室は9時10分まで)

3 試験地

松江市及び江津市

4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書(案内)の常置場所及び提出先

(1) 電子受付

平成23年7月8日(金)から高圧ガス保安協会のホームページ掲載(http://www.khk.or.jp)

(2) 書面受付

平成23年7月8日(金)から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

(受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。)

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成23年8月22日(月)午前10時から平成23年9月2日(金)午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける(http://www.khk.or.jp)。

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成23年8月22日(月)から平成23年9月2日(金)まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける(受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで)。

郵送による場合は、平成23年9月2日までの消印があるもの(料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあっては、平成23年9月2日までに到着したもの)に限り受け付ける。

ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なく全て高圧ガス保安協会試験センターに提出すること。

8 受験手数料

34 EA (7) 延长 WT	受験手数料	
試験の種類	電子受付	書面受付
乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験	8,500円	9,000円
丙種化学責任者及び第三種冷凍機械責任者試験	7,900円	8,400円
第一種販売主任者試験	7, 100円	7,600円
第二種販売主任者試験	5,500円	6,000円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の6第1項の規定により、 島根県知事の委任に係る平成23年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)第104条第5項の規定により公示する。

平成23年7月8日

高圧ガス保安協会会長 作 田 頴 治

1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

2 試験日時

筆記試験 平成23年11月13日(日) 午前9時30分から(試験室への入室は9時10分まで)

技能試験 平成23年11月27日(日) 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、筆記(各科目)・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

- 6 受験願書(案内)の常置場所及び提出先
 - (1) 電子受付

平成23年7月8日(金)から高圧ガス保安協会のホームページ掲載(http://www.khk.or.jp)

(2) 書面受付

平成23年7月8日(金)から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

(受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。)

- 7 受験願書受付期間及び受付方法
 - (1) 電子受付

平成23年8月22日(月)午前10時から平成23年9月2日(金)午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける(http://www.khk.or.jp)。

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成23年8月22日(月)から平成23年9月2日(金)まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける(受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで)。

郵送による場合は、平成23年9月2日までの消印があるもの(料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあっては、平成23年9月2日までに到着したもの)に限り受け付ける。

- 8 受験手数料
 - (1) 電子受付 20,200円
 - (2) 書面受付 20,700円
- 9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

公益信託しまね女性ファンド(平成22年度)信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託ニ関スル 法律(大正11年法律第62号)第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成 3年島根県規則第41号)第6条の規定に基づき公告する。

平成23年7月8日

公益信託しまね女性ファンド受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UF J信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県内の女性を主たる構成者とする団体により行われた「魅力ある地域づくり」を推進する活動27事業に対し、計8,816,000円、「男女共同参画社会づくり」を推進する活動5事業に対し、計714,000円、「次代を担う人づくり」を推進する活動16事業に対し、計4,013,000円、「水と緑豊かな環境づくり」を推進する活動6事業に対し、計655,000円、合計54事業14,198,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況 (平成23年3月31日現在)

資産合計 金363,764,685円

負債合計 0円